

[トーク会]

安倍改憲許さん！声を上げよう！

- 7月参院選で反安倍の一票を！
- 改憲勢力2 / 3を阻止しよう！
- 安倍政治NO！改憲NO！の声を上げよう！

2016. 7. 3.

リブ・イン・ピース☆9 + 2 5

[トーク会]安倍改憲許さん！声を上げよう！

はじめに

(1) 7 / 10 参院選まであと一週間

争点は安倍政治全体と改憲。改憲派 2 / 3 を阻止するか否か。これは、戦後政治の最大の分岐点となる。

- ・安倍政治—アベノミクスの破綻、戦争法制定、労働法改悪、老後と年金の破綻、医療・社会保障の削減、生活悪化、子どもの貧困等々
- ・改憲—安倍首相は、秋の国会で憲法審査会を始動させ改憲の条項を議論する意図を表明しながら、「選挙では改憲を争点にしない」。すなわち「国防軍を持つ」「憲法三原則を破棄する」「国民の権利を制限・剥奪する」などを正面から問うことができない。ここが安倍政権の最大の弱点。「改憲が争点にされることを、安倍政権と与党は嫌がっている。これまで秘密保護法も、戦争法も、選挙では一切公約として掲げず、選挙後に突如出して強行するという卑劣なやり方を繰り返してきた。三度許してはならない。

(2) 圧倒的世論は改憲反対

世論調査や街頭アンケートなどで、人々の関心は「教育・子育て」「医療・介護」「就職・仕事」が圧倒的。暮らしが苦しくそれを何とかしてほしい。憲法を重視する人はほぼ皆無。関心がないのではなく「改憲する必要を感じない」「望んでいない」と理解できる。多くの人が「任期中改憲」にも「9条改憲」にも反対。

主権者である「国民」が全く望んでいないことを、憲法遵守義務のある首相が無理矢理「国民投票」を強行しようとするのは本末転倒。

(3) 安倍政権が今やっている政策は、半ば改憲の先取り

集団的自衛権閣議決定、戦争法制定、特定秘密保護法制定、日本版NSC

沖縄・辺野古新基地建設強行姿勢と日米軍事同盟最優先

原発強行推進と避難者の権利剥奪

対中国・対北朝鮮軍事挑発、武器・武器技術輸出

教育切り捨て、社会保障切り捨て、労働法改悪など国民の諸権利の剥奪

消費税と大企業優遇

貧困層の拡大、子どもの貧困、「老後破産」「下流老人」

庶民から金を取って、大企業に財政を注ぎ込むアベノミクス

- ・「憲法が改悪されなくても、すでに事態は進んでいる」。しかしそれでも憲法の制約がかかっている。憲法を「国家権力を縛る最高法規」から「国民を縛る道具」に変え、現憲法の精神を 180 度ひっくり返し“国の政策=公益のためには、国民の権利は制限・剥奪されてもいい”とする憲法が出来たときの破壊力は比べものにならない。

(4) 改憲を参院選の争点にし、その危険性を訴えよう

- ・選挙情勢は厳しい。メディアは「自民で過半数、改憲派で 2 / 3 に迫る」と報道している。しかし浮動票、無党派層の動向も含め、何が起こるかわからない。

- ・まず改憲勢力 2 / 3 を阻止するため、反安倍政治、反改憲のキャンペーンに全力を挙げる。「改憲勢力に 2 / 3 を取らせるな！」を合言葉に。

・しかし選挙結果がどうなろうと、秋以降に改憲が最大の政治課題に浮上することは確実。改憲反対の世論を拡大していくために何が必要か、早急に議論が必要。本日の企画はその一歩。

第一部 沖縄と9条改憲

[1] 沖縄女性暴行殺人事件

- (1) 遺体遺棄現場での追悼ー「冰山の一角」を身にしみて感じる
- (2) 6 / 19 沖縄県民大会
 - ・ 65000 人の結集 黒い服での追悼と「基地撤去」の怒りの要求。
「彼女は私だったかもしれない」「限界を超えた」「海兵隊撤退」
シーلز琉球の女性「加害者は安倍首相と本土」。もはや無関心は許されない。
 - ・ 95 年の少女暴行事件は 72 年復帰後 20 年経っても占領時代のままという米軍への怒りが爆発。今回はそれからさらに 20 年。何も変わっていないどころか、日本政府による新基地建設強行と沖縄軍事要塞化への怒り。
- (3) 沖縄の人権・命・生活がないがしろにされても日米同盟。これを示したのが今回の沖縄の事件とそれへの政府の対応
 - オバマ米大統領との会談で、安倍首相は「希望の同盟」「辺野古が唯一の解決策」と表明。日米地位協定の見直しさえ求めず。もはや沖縄の人々の命や生活を守る意志も方針もない。
- (4) そもそも「沖縄には憲法はない。あるのは日米安保と日米地位協定」
 - 沖縄戦での捨て石
 - 米軍基地集中
 - 4 / 28 屈辱の日
- (5) 沖縄の人たちの海兵隊撤退、米軍基地撤去、新基地建設阻止の強い決意と闘い。本土での世論形成、運動の決定的意義

[2] 9条改憲の危険と「戦争法」による戦争挑発

- (1) 対中緊張をあおり、選挙向けの宣伝材料に利用する安倍政権
 - ・ 接続海域「侵入」で深夜の異例の抗議、ロシア軍艦には抗議もせず。
 - ・ 東シナ海での緊張を実況中継？
 - ・ 北朝鮮のミサイル発射も垂れ流し
 - ・ 実際には自衛艦・哨戒機がベタッと密着・追跡している現状を隠す。すでに異常な緊張地帯になっている。緊張緩和が本来の政治の目的。
- (2) すでに進行する自衛隊の強大化と集団的自衛権行使の動き
 - ・ 安倍政権による中国の軍事的包囲の追求。日米とオーストラリア、インド、フィリピン、ベトナム、マレーシア等。中国軍事包囲が世界的な軍事的緊張の中心に（ロシア包囲と並んで）

- ・南シナ海における日米一体となった、対中軍事挑発。
- ・PKO駆けつけ警護等の解禁
- ・米とともに世界の戦争に協力加担

(3) 「島嶼防衛」を口実とした南西諸島の軍事要塞化。

- ・これらの島は軍事的危険にさらされていない。要塞化こそ危険を呼び込むもの
- ・奄美、石垣、宮古、与那国に2000人の陸上自衛隊配備。対艦、対空ミサイル配備
- ・沖縄を中国海軍、潜水艦、空軍の盾にし、島民の命を米軍防衛のために差し出すもの。

(4) 9条改憲の危険――集团的自衛権閣議決定と戦争法だけではとどまらない、安倍政権の衝動

- ・まず前文で侵略戦争への反省と平和的生存権の削除
- ・第二項――戦力不保持と交戦権否定を放棄
- ・自衛隊ではなく正真正銘の軍隊＝「国防軍」の創設。
「国防」「国際協力」「国内治安弾圧」等一切の軍隊の役割を明記。
- ・軍設置に関連する諸法規、諸システムの整備――軍事裁判所の設置、いわゆる文民統制の削除等
- ・国民の領土保全義務

第二部 自民党改憲案の危険――公益、公の秩序による国民の権利制限、剥奪

[1] 自民党改憲草案の改悪内容は全面的かつ根本的。根幹部分の180度転換

(1) 「国家権力を縛る最高法規」から「国民を縛る道具」

- ・本来の意味での憲法ではなくなる。

(2) 現行憲法の3原則の否定

戦争放棄→「国防軍」。戦争できる

基本的人権の尊重→権利は「公益」によって制限される

国民主権→天皇元首。「天皇を戴く国」

(3) 改悪の各条項

- ・国民の憲法遵守義務と義務のオンパレード
 - ・「個人の尊重」の否定
 - ・公益と公の秩序の優先
 - ・諸権利の制限・剥奪
 - ・国防軍の創出
 - ・天皇元首化
 - ・家族の助け合い義務
 - ・平和的生存権の否定
 - ・「緊急事態条項」の新設
- 等々

[2] 公益、公の秩序による国民の権利制限、剥奪

(1) 「公益と公の秩序」とは何か。

「公益」＝みんなの利益、ではない。日米同盟、政官財の権力者、大企業・グローバル企業の利益

※現憲法の「公共の福祉」とは「互いの人権の尊重」のこと。「公益と公の秩序」とは全く違う。

(2) 国や大資本の支配と横暴に対して、労働者人民が権利を行使し、命と生活を防衛しようとしてきたのが、憲法をめぐる歴史。すなわち、「公益・公の秩序」と「国民の権利」は真っ向から対立する

○沖縄基地問題と人権蹂躪。政府は、日米同盟のためなら、女性が一人や二人暴行され殺されてもかまわないという立場。

○国家財政は「公益」。財政を守るため、介護、医療を「家族」に押しつけ。公的医療は崩壊。医療費がかかりすぎるから、貧乏人は国のために早めに死んでもらう。

○「緊急事態条項」で、移住の権利も自主避難もできない。秩序最優先。原発は国策。事故が起って住めなくなっても、原発運転の方が優先。

○辺野古新基地建設で大浦湾の自然と生きものが死滅しても、基地の方が大事。

○人々の生活や環境を破壊しても「国家強靱化」優先。

○戦争は最大の人権侵害。人命と生活の蹂躪。

cf : 『日本会議の研究』

・第三次安倍内閣の閣僚 19 人中 15 人が「日本会議国会議員懇談会」の会員。安倍晋三、麻生太郎が特別顧問。強い衝動力をもち権力中枢に力行使。なによりも安倍首相が日本会議の有力な会員。「解釈改憲で政策を実行できる人」

日本会議は「緊急事態条項」の創設と「家族条項の追加」— 一個人の尊重を否定し、家族に「助け合い義務」を課し、国の責任を回避、そして 9 条第 2 項の廃止を改憲のポイントに。

「大日本帝国憲法」への回帰を希求。

[3] 「緊急事態条項」

(1) 「緊急事態条項」の新設が改憲の最優先課題に上がる。「緊急事態時には国民の権利制限もやむなし、言論や政治活動も自粛、それが当然」と平時から思わせる。権利制限に馴れさせる。

「緊急事態」とは a) 「我が国に対する外部からの武力攻撃」、b) 「内乱等による社会秩序の混乱」、c) 「地震等による大規模な自然災害」、d) その他の法律で定める緊急事態。

□緊急事態で何ができるか

- 1) 首相の決断で緊急事態を宣言できる。
- 2) 内閣が国会審議を経ずに法律作成、必要な予算支出、条約締結ができる。
- 3) 憲法を無視できる。14 条、18 条、19 条、21 条などの人権を制約できる。
- 4) 地方自治体は国に従わなければならない
- 5) 期間は 100 日だがいくらでも延長できる

第 14 条、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別の禁止。

第 18 条、奴隸的拘束や苦役の禁止。

第 19 条、思想・良心の自由。

第 21 条集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由、および検閲の禁止。

(2) 東日本大震災と原発震災で「緊急事態条項は必要」か

①日本会議の有力メンバー百地章氏は著作で“東日本大震災では緊急車両のガソリン不足で1000人死亡、だから緊急事態条項は必要”などとウソを記述し批判を浴びる。

それでも日本会議系「美しい憲法をつくる国民運動」は熊本大地震を受けて4月26日に記者会見を開き、百地氏や櫻井よしこ氏が緊急事態条項の必要を訴えた。

②しかし東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県の42自治体へのアンケートで、回答した37自治体のうち「条項が必要」と答えたのは東北電力の女川原発を抱える女川町のみ。

深刻な被害を受けた自治体は、人命救助のための事前準備や長期避難のための支援、迅速な情報提供などが必要と回答。

(3) 「緊急事態条項」による首相の独断は住民の生命を危険にさらす

①熊本地震では、安倍首相が屋内退避を指示した直後に本震が発生し死者多数。

②東日本大震災では、現地自治体の首長は、非常事態宣言ではなく、自治体に権限を与えろと言っている。

③原発の事故時では、屋内退避は「座して死を待つもの」。

(4) 「緊急事態条項」はナチスの全権委任法を想起させる

1933年3月に成立したナチスドイツ下の全権委任法は、立法権を政府が掌握し、ナチス政府が制定した法律は憲法に反しても有効とする法律。ナチスを批判する言論の圧殺、共産主義者や社会主義者の弾圧と虐殺、ユダヤ人の虐殺へと進む。

全権委任法は時限立法だが、結果的に33年から45年の5月まで11年間続く。ワイマール憲法が保障していた国民の諸権利を「永久停止」させて独裁政権を樹立。

「緊急事態」を発動すれば、あとはそれを100日ごとに延長し恒常化させることも可能。まさに「ナチスに学べ」。

[4] 安倍政権との闘争

(1) 7/10参院選で反安倍の一票を

- ・安倍政治の批判
- ・改憲反対

(2) 選挙結果に関わらず、秋の臨時国会以降「改憲」は焦点化する。

・安倍政権は改憲の本当の意図、危険性を隠そうとする。それを暴いて改憲反対の世論と運動を拡大する。容易には改憲を発議できない状況を作り出す。